

議第102号

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例
京都市生涯学習総合センター条例の一部を次のように改正する。

	円	円	円	
	6,890	8,220	9,660	
	11,000	13,680	16,450	
	8,220	9,660	11,000	
	7,610	8,940	10,280	
	9,770	11,210	12,650	
	4,830	5,450	6,270	
	5,450	6,890	8,220	
	16,450	20,570	24,680	
	7,500	8,940	10,380	
	7,500	8,940	10,380	
	4,520	5,240	5,960	
別表第1 備考以外の部分中	4,520	5,240	5,960	を
	4,520	5,240	5,960	

8,940	10,380	12,030
4,520	5,240	5,960
4,110	4,830	5,450
23,860	29,820	35,890
10,590	12,340	13,980
5,240	6,370	7,400
8,840	10,590	12,240
5,860	6,780	7,610
2,880	3,290	3,700
4,620	5,340	5,960

7,010	8,380	9,840
11,200	13,930	16,760
8,380	9,840	11,200
7,750	9,110	10,470
9,950	11,410	12,880
4,920	5,550	6,390
5,550	7,010	8,380
16,760	20,950	25,140
7,640	9,110	10,580
7,640	9,110	10,580
4,600	5,340	6,070

4,600	5,340	6,070
4,600	5,340	6,070
9,110	10,580	12,250
4,600	5,340	6,070
4,180	4,910	5,550
24,300	30,380	36,560
10,790	12,570	14,240
5,340	6,490	7,540
9,000	10,790	12,460
5,970	6,910	7,750
2,930	3,350	3,770
4,710	5,440	6,070

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市生涯学習総合センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要がある
るので提案する。